

第1章 基本目標

1. 目標人口

人口は微増傾向にあります。今後少子化が進むことが予測されるものの政策的な増加を見込み、目標年次における人口は、16,000人と想定します。

人口指数及び地区別人口の予測は、次のとおりです。

1. 人口指数

項目	基準年次 (平成12年)	目標年次 (平成23年)	伸率
人口	15,094人	16,000人	6.0%
世帯数	4,173世帯	4,600世帯	10.2%
1世帯当りの人数	3.6人	3.5人	

* 基準年次は、住民基本台帳による。

2. 地区別人口

区分	基準年次 (平成12年)	目標年次 (平成23年)	伸率
小幡地区	4,639人	4,800人	3.5%
秋畑地区	1,420	1,300	8.5
福島地区	4,242	4,600	8.4
新屋地区	4,793	5,300	10.6

* 基準年次は、住民基本台帳による。

2. 土地利用の目標

本町の総面積は、5,857haであり、この内約半分を山林が占めています。

北部平坦地域と中央部丘陵地域は優良農地の保全を図りながら、基幹道路の整備に併

せて農振農用地の見直しを行い住宅用地及び商業、工業用地等への転用を計画的に進め、効率的な土地利用による活力ある町づくりを推進します。

南部山間地域は豊かな自然と水を与えてくれる町の貴重な財産であり、自然との調和を図りながら地域の特色を生かした土地利用を推進します。荒廃地には広葉樹を植林し、自然環境の保全と水源涵養に努めます。

主な地目別土地利用の予測は、次のとおりです。

区 分	基準年次（平成12年）		目標年次（平成23年）		伸率（%）
	面積（ha）	構成比（%）	面積（ha）	構成比（%）	
宅 地	338	5.8	362	6.2	7.1
農 地	1,217	20.8	1,167	19.9	4.1
山 林	3,039	51.9	3,027	51.7	0.4
原 野	108	1.8	108	1.8	0
雑種地	270	4.6	275	4.7	1.9
その他	885	15.1	918	15.7	3.7
計	5,857	100	5,857	100	

* 基準年次は、固定資産課税台帳による。

3 . 水資源の目標

現在の水利権は、7,376^m³/日ですが、16,000人の目標人口と生活水準の高度化及び渇水時の取水可能水量を考慮して、水資源の目標を8,500^m³/日とします。

第2章 施策の基本方向

1. 自然を生かした元気な町づくりをめざして

本町は、昭和50年度に都市計画区域の指定を受け、昭和55年度に都市計画区域、平成5年度に都市計画道路、平成8年度に用途地の見直しを行うとともに、総合公園、公共下水道、都市計画道路等都市施設整備を図り、農村地域においては、農業集落排水事業により下水道の普及を推進しています。

しかし、都市基盤の確立にはまだ長い期間と多大な財政負担が必要であり、昨今の財政状況を考えると、事業の取捨選択が必要となっています。

今後は、本町の風土を生かしながら、時代動向と需要を的確にとらえ、整備の進む国県道等を合理的に活用するための道路網の整備や快適な住環境を保つ宅地開発、余暇の増大に対応した憩いの場（広場・緑地）の整備や災害対策など効率的な基盤整備を推進します。

1) 活力を生み出す土地利用

本町の恵まれた自然と風土を守りながら後世へ引き継ぐことのできる、活力ある土地の利活用が必要とされています。

基本目標は、現在形成されているふるさと景観を未来へ継承することを基本とし、優れた景観の保全に努めながら、秩序ある幹線道路網整備、社会情勢の変化に対応した地域開発を推進し生活基盤の向上を図ります。

北部平坦地域から中央部丘陵地域においては、優良農地と住宅・商業系用地が秩序をもって共存できる土地利用を推進するものとし、南部山間地域においては自然環境を保全しつつ、地形や風土など地域の特色を生かした、自然を活用する土地利用を推進します。

2) 定住に向けた住環境づくり

本町の中央部から北部地域にかけては宅地の需要が増大し、土地開発公社及び民間開発による宅地開発が進められてきました。

今後も都市施設の整備を進め、快適な住環境を造ります。

3) 未来をみすえた交通環境づくり

住民生活に必要な道路網の整備を推進し、街灯や歩車道の区分、透水性の舗装の普及等を図り、人にやさしい安全な交通環境の整備を計画的に進めます。

このため、国道254号バイパスを核として県道、都市計画道路の計画的な整備を図り、生活と密着した道路についても安全性や必要性を検討しながら整備を推進します。

公共交通機関については、公的支援を受けて運行している現状ですが、貴重な交通手段でありその存続を図ります。

4) 緑に親しむ公園づくり

公園・緑地は、余暇の増大によりスポーツ、レクリエーション活動や憩いの場として大きな役割を果たしています。今後は、森林など恵まれた自然を活用した公園等の整備を推進します。

5) 安全で住みよい町づくり

町内には地形等により災害が心配されるところもあります。万一の災害に備え、治山・治水事業及び雨水対策を推進するとともに、防災体制の充実に努めます。

2 . 個性と活力ある産業をめざして

産業の振興は、町に活力と豊かさをもたらす根幹です。

高速交通時代からIT情報化時代へと移り変わる中、すべての産業において活力ある新たな展開が期待されています。

このため、多様性に満ちた豊かな自然環境や歴史と文化を活かし、個性と活力ある産業の振興を推進します。

1) 環境にやさしい農業、元気な農村をめざして

21世紀は、食糧の時代、生命の時代、環境の時代といわれていますが、輸入農産物との価格競争や農業従事者の高齢化等により遊休農地は増加し、地域農業の活力は減退しています。

そこで、遊休農地の有効利用、農産物販売ルートを確立した付加価値農業（有機農業等）や環境保全型農業を推進し、魅力ある農業経営の確立に努めます。

さらに、農業・農村が持つ多面的機能を活かし、町全体が「農村まるごと博物館」として、次の時代に承継できるよう推進します。

2) 環境をまもる林業の推進

最近の林業を取り巻く情勢は、輸入材の増大による木材価格の低迷で極めて厳しい状況が続いており、森林管理は大きく低下しています。

森林は、林産物の生産機能ばかりでなく、自然環境の形成・水資源の涵養等、多様な機能を持っています。また近年、森林浴などのレクリエーション需要も増大しています。

今後は、林業生産基盤整備や森林の保全、特用林産物の振興をはじめ、水や安らぎを与えてくれる公益的な機能など森林資源の有効活用を積極的に推進します。

3) 地域に根付いた商業の振興

近年、大型店の進出により地元商店に対する購買力が低下したため、商店の減少傾向が続いています。これから更に高齢社会が進むと、遠い大型店より身近な商店の必要性も増すと思われます。

今後は、消費者ニーズに合わせた個性ある商品開発と販売方法の開拓を図り、また、観光施策と連携し販売力の拡大に努めます。

4) 活力ある工業の振興

町の活性化には工業振興は不可欠ですが、基幹となる企業は少ない現状です。

今後も、企業誘致に努め、町内企業との連携を図りつつ、高度技術の導入を進め、受注の安定化を推進します。

5) 観光資源の活用とネットワーク化の推進

本町は、豊かな自然環境と歴史的史跡が多く存在し、観光資源に恵まれています。

また、高速道路の活用や観光ニーズの多様化に対応し、地域の特性を活かした魅力ある開発・整備が望まれています。

今後は、国指定名勝楽山園を観光施設の拠点とした城下町小幡周辺整備や地域産業、とりわけ農業との連携を進めるとともに、周辺市町村とタイアップした観光ネットワーク化を推進します。

3 . 安全でこころやすらぐ町づくりをめざして

清らかな流れ、花と緑、澄み切った空、新鮮な空気に包まれ、安心して暮らせるまちを守り育み、次の世代へ引き継ぐことが、私たちすべての願いです。

このために、人と地球にやさしく、共に行動し、限りある資源を循環させ、自然環境と共に生きる「安全でこころやすらぐ町づくり」をめざします。

1) 環境にやさしい町づくり

これまで、私たちは、便利で豊かな暮らしのため、多くの資源やエネルギーを消費し、大量のごみを捨ててきました。

こうした環境問題に対して、技術や制度だけで対処することは不可能です。

このため、私たち一人ひとりが考え方や生活スタイルを見直し、限りある資源を大切にすることにより、循環型社会のまちづくりを推進します。

水は、自然循環の過程で、私たちの^{いのち}生命と生活を育み潤しています。

こうした水循環の一員として、私たちは水に負荷をかけないように利用していかなくてはなりません。

そして、未来へ安全な水と清らかな流れを引き継ぐために、安定した水資源の確保を図り、上水道施設の整備や生活雑排水対策を推進して清らかな水を育んでいきます。

2) 心やすらぐふるさとの町づくり

自然と人が織りなしてきた地域の特徴的な景観は、心にゆとりとやすらぎを与えてくれます。

こうした、歴史と文化の香る、美しい自然と共存した「かんらの原風景」を守り育てることが大切です。

このため、地域の特性と人の温かみを生かした、自然とふれあう、こころやすらぐふるさとの町「かんら」をめざし、住民総参加による「かんら型全町公園化」の運動を推進します。

3) 安全で住みよい町づくり

心豊かで幸せな生活を送るためには、災害、事故、犯罪などに脅かされない安心できる環境をつくることが重要です。

こうしたことが起きない社会を目指しながら、万一発生したときには、迅速に対応し、被害を最小限に食い止めるシステムをつくるのが大切です。

このため、自らの生命は自らが守るといふ基本的精神のもと、私たち一人ひとりが、助け合いの精神を持った「安全で住みよい町づくり」を推進します。

4 . 支え合う健康福祉の町づくりをめざして

一層の少子高齢社会を迎え、社会全体で支え合う社会保障制度の充実が図られてきましたが、地方分権を迎え、各自治体の主体性で地域のことは地域で取り組む時代になりつつあります。

本町では時代の変化に対応する保健・医療・福祉事業の推進を図りながら、核家族化や女性の社会進出が一段と進む中、子供を産み育て安心して働ける環境づくりや高齢者が健康で生きがいのある生活が送れるよう、ライフステージに応じた事業を展開し、安心して暮らしていけるまちづくりを推進します。

1) 地域で支える福祉の町づくり

高齢社会や核家族化等による生活環境の変化により、家庭内だけでなく、地域の人と人が手を取り合い、悩みを相談できる体制づくりが求められています。このため、地域ごとに交流による活動促進を図り、共に認め合い支え合う心を育むとともに、一層のボランティア活動の推進とマンパワーの育成を図ります。

児童福祉については、子供は子供らしく健やかに成長できるよう、子育て支援の環境整備を促進します。

母子・父子家庭の施策については、安心して生活するための支援施策を推進します。

障害者については、住み慣れた地域で生活が送れるよう、居宅において生活が出来る支援体制づくり、社会参加のための環境整備を推進します。

2) 健康で生きがいのある町づくり

高齢者は人とのふれあいを求めています。地域において、楽しく語り合える憩いの場や培われた知識・技術を活かす場をつくり、生き生きとくらすための施策を推進します。

核家族化により高齢者が他世代とふれあう機会が少なくなっています。多世代との交流による生きがい対策を推進します。

高齢者は日頃から健康を害したときの生活の不安を抱えています。より長く健康でいられるよう保健・医療・福祉が連携し、悩み事に的確に応じられるよう相談体制の充実と介護予防の推進を図ります。

介護を必要とする高齢者には、いつでも、どこでも、だれもが、必要に応じた居宅サービスが受けられるよう、介護保険サービスの推進に努めます。

また、居宅での介護に支障をきたす高齢者のために、施設整備を支援していきます。

3) 心と体の健康づくり

生活環境、社会構造の変化により、生活習慣病やストレスによる多様な疾病が増加しています。「自分の健康は自分で守る」ことを基本理念に、健康日本21運動に沿って健康づくり事業を展開します。その活動拠点として、健康相談をはじめとした健康維持のための総合的な施設の建設を推進します。

医療の充実については、特定の疾病に対応すべき高度医療体制整備の促進、救急・休日医療体制の拡充を推進するとともに、救急医療時の初期対応として、救急医療の知識の普及啓発を推進します。

4) 安定した生活をもとめて

国民健康保険や国民年金は、社会全体で支え合う社会保障制度として重要な役割を果たしています。

国民健康保険については、高齢化の進行、疾病の複雑化、医療技術の高度化により医療費が増大しておりますので、疾病予防事業等を推進して健康づくりを図るとともに、安定した財政運営ができるよう、国や県に対して制度の改善強化を要請します。

国民年金については、老後の安定した生活を守るため、制度の周知と加入を促進します。

5. 生きる力を育み創造性豊かな人づくりをめざして

少子高齢化や国際化等の進展に伴う社会構造の変化により、人づくりのために学校・家庭・地域の果たす役割は一層重要なものとなります。

こうした中で、住民が生きがいと夢をもてるよう、学問、芸術文化、スポーツを通して、誰でもいつでも学べる環境づくりを行い、生きる力を育み、創造性豊かな人づくりを推進します。

1) 生きる力を育む人づくり

学校教育は、21世紀を担う子供たちの基礎学力の向上、人間性豊かな児童生徒の育成、自ら考え問題を解決していける、生きる力を育む教育を推進する必要があります。

このため、教育施設の整備充実を図りながら、きめの細かい指導を展開し、総合的な学習の時間等を活用し体験学習を推進します。

また、情報化、国際化に対応するための体制整備や教職員研修の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が三位一体となって地域に根ざした特色ある学校づくりに努めます。

子供たちの健やかな成長を願い保健予防、安全教育を徹底するとともに、魅力ある学校給食及び食農教育を推進します。

2) 人との出会い生きがいのある生涯学習の町づくり

誰もが自発的意思に基づき、共に生き、共に学び共に育ち、一生を通じて幅広い教養や知識を身につけ能力を高めるための生涯学習の推進を図ります。

このため、「誰でも、いつでも、どこでも」学習できる環境を整え、住民ニーズに対応した推進体制を整備します。

ITの普及や高齢化の進展など社会の急速な変化に対応するため指導者を育成し、男女共同参画社会の醸成、一郷一学の推進など学習を通じて、人々が出会い、そして喜び、生きがいのある生涯学習の町づくりを推進します。

3) 親しみやすい生涯スポーツの町づくり

親しみやすいスポーツを目指して、体育団体等の充実や指導者の育成を図るとともに、それぞれの年齢や体力・技術・興味・目的に応じて親しむことができる生涯スポーツを推進します。

体育施設については、河川緑地広場にかわる運動場を建設し、施設の充実を推進します。

また、民間主体の地域スポーツクラブの活用を推進し、年齢の枠を超えた誰もが生涯にわたって

楽しめる環境づくりを支援します。

4) 魅力ある交流の町づくり

世界は、情報通信技術の発展に伴いインターネット等が急速に普及し、国内においてもグローバル化の影響が各分野で見られ、国際化の流れは益々加速するものと考えられます。

このような状況の中で、国際感覚を身につけた人材の育成や国際親善交流はさらに重要なものとなります。

このため、国際交流においては、創造性豊かな人材の育成をめざした交流を推進するとともに、手軽に外国とふれあえるインターネットを整備し、国際化時代に対応した環境づくりを進めます。

地域間交流においては、文化・スポーツ等を通じて心のふれあいや地域間相互の理解と連携を深め、町の活性化を推進します。

5) 個性あふれる文化と文化財の町づくり

芸術などの文化に、より多く接することで豊かな心やすばらしい感性が養われます。これが人生に潤いを与え、人としての心、生きがいなどといった生きる力の原点となります。

そのため、質の高い優れた芸術文化に触れるとともに、本町の歴史と伝統文化を受け継ぎ発展させながら、地域性豊かで個性あふれた文化活動を推進します。

文化財については、国指定名勝楽山園を中心とした周辺整備に取り組み、園池をはじめとする保存整備を推進します。

また、貴重な文化遺産や歴史資料等の保存修復と、伝統ある民俗芸能と民俗行事の伝承保護に努めます。

6 . 住民との協働による行財政運営をめざして

真の豊かさを実感できる町を実現するためには、住民の意向が最大限に行政に反映されることが重要です。

これからは、町が自らの責任において地域に根ざした行財政運営を行うことができる仕組み、そして、住民が真の自治の担い手となり個性豊かな町づくりに参画できる仕組みを作り上げていくことが求められています。

そこで、住民と行政の役割分担を見直し、対話を行いながら共に地域課題に対応する新しい行財政の運営を目指します。

1) 時代に即した行政をめざして

地方分権の推進や行政改革への取り組みが大きな課題となっており、行政を取り巻く情勢が大きく変化しています。

行政サービスの維持向上と自主性・自立性を高め、活力に満ちた町づくりを行っていくため、簡素で効率的な行政運営を推進します。

そして、全国ネットの電子行政が構想されている今、行政のIT化は急速に進展しています。時代に即した行政のコンピュータシステムを更に充実します。

2) 住民参画の町づくり

行政と住民との信頼関係を高め、互いに役割分担を図りながら町づくりを推進します。

このため、広報などの情報伝達手段の活用や行政が保有する情報の公開などを通じて透明でわかりやすい行政運営を図り、住民の理解と協力のもとに町づくりを推進します。

3) 効果的な財政運営をめざして

地方財政を取り巻く状況は、一段と厳しさを増しています。このような状況の中で、行政サービスを低下させることなく、多様なニーズを適切に反映した町づくりをするため、自主財源の確保はもとより、一般行政経費の節減合理化を積極的に推進し、町自らの努力と住民の理解と協力のもとに効果的な財政運営に努めます。

4) 広域行政の推進

時代の要請に応えるため、行政の効率化や医療、消防など一つの自治体で対応していくことが困難な事業については、自治体の範囲を超えた広域的な視点にたった選択と共同処理体制の充実を図ります。

市町村合併については、広く意見を聞きながら将来のあるべき行政の姿を真剣に議論し、方向を見いだして行きます。